

令和3年第2回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和3年2月10日(水) 午後1時30分

2 閉会 令和3年2月10日(水) 午後2時43分

3 場所 総合福祉センター 3階大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 渡邊 豊	2番 定井 正雄(会長)
3番 林 眞理(農政担当)	4番 國府 直幸
5番 若林 勤	6番 小原 弘
7番 小西 忍	8番 河田 直樹
9番 阿部 英志	10番 渡邊 則文
11番 能登谷 和正(会長代理)	12番 仮谷 昌典
13番 中田 省吾	14番 犬飼 正己
15番 秋山 陽太郎(農地担当)	

欠席 0人

5 出席した農地利用最適化推進委員

守安 淳市 池上 次男 小西 安彦 大月 泉 黒江 冊旨
友野 伸樹 藤井 久美

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 赤星 敬太 次長 山室 浩二 主査 国橋 一輝 主事 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

3番委員 4番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第 6号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第 7号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第 8号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第 9号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について

議案第10号 農用地利用集積計画について

報告第 5号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第 6号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第 7号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(主事)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん、大変ご苦勞様でございます。2月も半ばになってきております。立春も2月3日であり
ますけれど、まだまだ寒い日が2月いっぱい続くのではなかろうかと思っております。2月には裸
祭りあるいはお水取り。これが済んだら春を迎えるというような事で相成っております。また、世界
的にもコロナウィルス、これ非常に収束の兆しいうんですか。まあ、人数はかなりねえ、岡山でも
8日の発表は10人。そして9日が3人、そして昨日は6人という事でありまして。総社は41人か

ら増えておりませんが、岡山県は2, 414人という事で、相成っておりますけれど、40万人を突破したというような事で、非常にコロナの事としては収束が早く進めばいいかなという感じがあります。またその上には、ワクチン接種というような事で、5回なのか、6回なのか、注射器はどうか、というような事があります。まあ、ワクチンがこれでは収束に向かわんのじゃあなかろうかと心配をしております。ちょっと余談ごとになりますけれど、この前の高梁の方の会場へ行きました。で、18人くらいの会場でマスクは着けてくださいよ、というマスクを着けていたんですけど、これがまた、どう言うんですか、マスクを準備して配って、私らが着けている分じゃなくて、マスクを出してくれてこれを着けてくださいというふうにその会場ではマスクを統一してやったというのがちょっと印象に残る言うんですかね。それだけまあ、コロナに関して注意を払っていると感ぜられて、皆さん方もコロナ対策、総社が41人から増えないようにお祈りをするばかりです。

それでは、ただ今より令和3年第2回総社市農業委員会を開会いたします。ただ今の出席は、農業委員が15名、農地利用最適化推進委員7名が出席でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、3番委員、4番委員を指名いたします。

【日程第2 会期の決定】

(会長)

次に、日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

【日程第3 付議事件】

(会長)

次に日程第3 付議事件の審議に入りますが、総社市長片岡聡一から協議があったことから、追加議案2件を提出いたします。

それでは、農地担当の秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

【議案第6号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当)

皆さん、ご苦勞様です。それでは、早速、付議事件の審議に入ります。議案第6号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第6号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号65番、66番】

(農地担当)

それでは2ページ65番、清音軽部の件でございますが、続く66番と関連ございますので一括審議とさせていただきます。それと、●●●●●●が当事者でございますので、退席していただき

ます。

【 1 3 : 3 6 ●●委員退室】

(農地担当)

それでは65番, 66番, 一括して地元委員の説明をお願いいたします。

(6番委員)

65番, 66番, ちょっと説明ありましたように, ●●●●●●●●●●●●●●●●がお買いになるという事で, 今席を外されております。この65, 66も両方●●●●さんの購入という事でございます。で, この65番につきましては, これは水田の真っただ中いうか, 清音の軽部地区の水田いうか周りがもうビール麦を植えたり米を植えたりするいうか, まああの, 畔の無い広い田んぼになってます。で, なんかこの●●●●さんっていう人は, どうも叔父らしいんで, 叔父ももう譲るからいう事でこれを受けるそうです。それから66番の●●●●さんのやつについては, ●●さんの奥さんが早く亡くなられ, また, 息子ももう俺は百姓せん言うて, 親父好きなようにしろっちゅう形で言われたんで, こういう事で●●さんが買う形になってます。でこの場所は, ちょうど●●●の東側で現在はどうも水持ちが悪いつちゅうか, 砂地なもんで, もう畑になっているわけでございますけど, 道を挟んで北と南にこの田んぼが接しているわけでございまして, 一応これについても周り何も, 片一方は道です, 片一方は畑になってますんで, その周りも何か●●さんがお借りになって, まあ, 耕作をしていくという事でございまして, 何らこの地区の●●さんにしてもらえば周りも喜んでいるというような状況です。

以上です。

(農地担当)

この件につきまして, ご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

65番, 66番, これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。
それでは●●委員に入室いただいでください。

【13：40 ●●委員入室】

【受付番号67番，68番】

(農地担当)

続きまして67番，秦でございますが，これも68番と関連ございますので一括審議とさせていただきます。それでは67番，68番，これらの件につきまして，地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員)

67番と68番の譲受人が●●●●さんという事で，住所は上原になるんですが，生活実態それから農業をされている地区が秦地区という事で，秦の担当という事でやらせていただきました。説明させていただきます。●●●●さんは，ご主人と一緒に農業をされている方なんですが，67番の渡し人が●●にお住まいになっている方なんですが，労働力不足という事で●●さんの方へ譲渡すという事になっております。またあの，68番も●●さんという高齢の方なんですが，同じく●●さん，この67番，68番は地面続きですぐ隣の土地になってます。現場も見させていただきましたが，現状畑の管理をされていて，別段問題はないかなあと思います。あと，譲渡にかかる諸条件等も問題無いと思います。地元委員としては問題無いと思いますので，ご審議の方よろしく願いします。

(農地担当)

それでは池上推進委員，何か補足ございましたらお願いいたします。

(池上委員)

委員の言われた通りで別に問題無いと思いますが，よろしくご審議お願いします。

以上です。

(農地担当)

これらの件につきまして，ご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

67番, 68番, これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め, これらは許可されました。

【受付番号69番】

(農地担当)

続きまして69番, 秦の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員)

69番の申請なのですが, 渡し人が●●さん。●●●の●●●にお住まいです。受人が●●●●さん。地元ではブドウ生産組合に入っておられて, 奥さんと一緒に農業されている方です。ちなみになのですが, 奥さんは●●●●●でありました●●●●●さんであります。この地面なのですが, ●●●●さんが持っておられる土地のすぐ隣側にある土地で, 若干荒れていた感じで, まあ時々来ては保全管理状態をされていたようなのですが, まああの, ●●さんのほうが購入しようかというふうな声を上げられたような感じで, 管理もこれからずっと●●さんがするということになりました。この条件で譲渡, 話し合いが行われたように聞いております。譲渡の条件につきましても, 別段地元といたしましては問題が無いと思います。農業実態の方も全てありますので, ご審議の方よろしく申し上げます。

(農地担当)

それでは池上推進委員さん, 補足がございましたらお願いいたします。

(池上委員)

別にありません。よろしく申し上げます。

(農地担当)

この件につきまして, ご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

69番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、69番は許可されました。

以上をもちまして、議案第6号の審議は全て終了いたしました。

【議案第7号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

次に、議案第7号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第7号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号25番】

(農地担当)

それでは、4ページ25番、清音軽部の件つきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員)

この度2月5日に現地調査に行っておりました。2番委員と15番委員、14番委員、大月推進委員と黒瀬推進委員と私の計6名プラス事務局の主査の方が同行して行ってきました。今の申請のところで、東が宅地、西も宅地、南も宅地で北も宅地で四方に囲まれてその中に駐車場という事で、現在もう駐車場として使用されている場所という事で、周辺もう農地とかないんで別段問題無

いと思われます。

以上です。

(農地担当)

それでは地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員)

一応今、お話ありましたような状況でございます。で、これあとう、一応私のとこの資料を見ますと、是正による許可申請という事でございますけれど、まあ話がありましたように全部囲まれてるっちゃうか、畑がもう既にお使いになって、一説によると藤井委員の話を聞きましたら、ペタンクの練習場になっておるんだというような事もお聞きしました。だからこれについて、一応許可申請書の中にはですね、4月1日に土地造成着手、工事着手、工事完了が5月1日になっとんです。この辺はどういうふうになっとんかなとちょっと疑問に感じております。

以上です。

(農地担当)

それでは推進委員の藤井委員、説明をお願いいたします。その後、先程の6番委員の話を事務局へ返答させてもらいますので。

(藤井委員)

1月24日に現地の方へ行って参りました。で、本人とも会ってですね、現状を聞きますと、過去に家庭菜園にしとった所を要は駐車場、そしてペタンク場いう事で使っておるという事で、手続きが遅れとったようです。内容につきましては、1番委員さん、6番委員さんが言われた通り、特に周りに何も問題は無いかというふうに思っております。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

ご報告にありましたように、もう既に駐車場として利用されておまして、今回始末書の方も添付されております。それから、6番委員のご質問にありました工事期間ですね。4月1日からという事でしたが、推測にはなるんですけど、現状駐車場として利用はしているんですが、今回是正の申請をすることに伴って、多少なりとも駐車場として整備されるのではなかろうかと思っております。それから農地区分になりますが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

今事務局からは是正案件であるとの話がありましたが、この件につきまして、他に何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(6番委員)

先程説明があったんですけど、ここに、あとう転用計画の中に当該の畑を露天駐車場として利用

したいと考えてますっていう文章になってんだけど、もう既に利用しとるっちゅう文章に書き直して始末書なりは受理した方が、その辺はどのようにお考えになっとんですか。

(主査)

申請書の事由の詳細につきましては、あくまでも申請をするという建前で書かれたものだと思います。で、ちょっと始末書の方提出されておりますので、そちらの方を読ませていただきます。

【始末書朗読】

申請書にはこれから転用するような文章ではございますが、始末書の方ではきちんと自分が転用してしまったことを認め、謝罪するような内容のものが提出されております。これをもって受け取りました。

(6番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

25番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、25番は許可されました。

以上をもちまして、議案第7号の審議は終了いたしました。

【議案第8号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

続きまして、議案第8号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第8号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号100番】

(農地担当)

それでは、6ページ100番、美袋の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員)

現地はですね、東が宅地、西が道路、南が道路、北が宅地になってます。現在ミカンの木が2本植まってまして、整地すれば駐車場にはなるんだという感じです。周りに田んぼも無く、別段影響は無いと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員)

先般1月11日に10時、大月委員と現地の調査に行きました。駐車場にしても地域に与える影響は無いと思います。詳細につきましては、大月委員の方から説明をいたします。

(農地担当)

では大月委員、お願いいたします。

(大月委員)

先程2番委員の方からもありましたように、2月5日に現地調査に再度お伺いしまして、この方が今住んどられるのが●●●の方に住んどられまして、1月にも審議しました●●さんから家とこの土地を譲り受けるという事で、6-100の所にありますあれを見ていただいたら分かるんですが、先程もありましたように東は宅地、西がアスファルトの道路、西と南がアスファルトの道路。北は市道がついてコンクリートの壁になってます。そういう事で、用水はこれの西と南にずっと付いとりまして、排水も雨水は全部出るようになります。そのままの土地を使いますので、周りへの日照

とか通風は支障は無いと思います。よろしく審議の程お願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(6番委員)

その前に1点すみません。●●に住んでいらっしゃるんですね。へえで今説明があったように今度こっちに移住されるっていう。

(大月委員)

そうですね。5月の1日にこちらの方に、工事に入って5月31日に完成しますので。

(6番委員)

はい、分かりました。

(農地担当)

他にご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

100番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、100番は許可されました。

【受付番号101番】

(農地担当)

続きまして101番, 見延の件につきまして, 現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員)

現地は東は田という事なんですけど, 田といってもほとんど田んぼのギシっていうか, まあそんな感じになってます。で西が道で, 南に宅地, 北が一応宅地になってますが, これは今現在何も埋まっていないという状態になってました。まあ資材置場にするという事なんで, 周りの方も南に家が1軒あるというだけで, あとは道に囲まれてますので問題無いかと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは地元委員からの説明をお願いいたします。

(13番委員)

譲渡人はこちらに住んでいない, ●●●にずっと住んでおまして, 若干申請地を何か定年になって最近ですけど, まあ家を建てようという事でちょっとあの, 造成しとりゃあへんかなと思うんですけど, ちょっとだけ。それでまあ家を建てるつもりじゃったんですけど, 街へ長い事住んどったんで, 家族から反対されまして断念したという事です。それでまあ, 譲受人ですか, あの●●●●●をされて, 主に●●●●●●●の工事を請負つとる会社なんですけど, それが現在隣の宅地を資材置場で使つとるんですが手狭になったという事で, ここを買いたいということで申請されとります。それで, 用水は支障なくて, 排水ですけど, まあ申請地は舗装しないので雨水は地下に透浸いう事で, 資材置場について, 生活雑排水は出ませんという事です。それから, 西側に水路があるんですが, コンクリート擁壁をして申請地からの土砂の流出を防ぎます。それから, 近傍農地の日照, 通風について, 露天資材置場につき建設施設はありませんが, 隣接土地の日照, 通風には影響が無いように留意します。その他でございますが, 資材の搬入等で大きな音がしたり, ほこりや泥が舞ったりするのを防ぐために, 資材置場の周囲を2, 3メートル程の高さの板のフェンスをするということで, よろしくご審議お願いします。

(農地担当)

それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが, 甲種農地, 第1種農地, 第2種農地, 第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで, 第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして, ご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

101番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、101番は許可されました。

【受付番号102番】

(農地担当)

続きまして102番、小寺の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員)

現地は東側が宅地になって、西と南は水路があって畔があって田んぼという。で北が田んぼというふうになってます。まあ、東側に家が1軒ありますが、転用しても周辺農地への影響は無いというふうに思えます。

以上です。

(15番委員)

それでは地元委員からの説明を行います。当該農地でございますが、●●●●●●●●の交差点を挟んで西隣辺りに面した農地でございます。●●の●●●から進入が、下りるようになりまして、進入となる●●●●●からはかなり下がっております。で、かなり下がっておりますので、進入路を割と延長として長めにとる形の申請になっております。周辺状況といたしましては、只今現地調査の報告にもございましたが、東側が宅地、西側、南側が水路、畦道を挟んで田、北側が進入路に当たる道路と残地となる自作田となっております。ここ数年、現地といたしましては、まああの、地目は田なんですけれども、菜園として管理をされておりました。今回転用という事でございますが、実際に建てる住宅は平屋を予定されておりますし、水路、用悪排水等もきちんと対策なされておりますので、周辺に影響ないものと考えております。地元としては問題無しと捉えておりますので、よろしくご検討の程お願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(12番委員)

すいません。これ、地図上の名義人と議案の方に載ってる現所有者ですけど、これは？

(農地担当)

すいません、もう一度。

(12番委員)

地図上の名前ですね。●●●●さん。それと譲渡人、あのう、議案の方ですと、●●さん。これは？

(主査)

あのう、事務局から説明します。12番委員がご指摘の通り、地図には●●●●さんとなっており、申請人の方は●●●●さんとなっています。これはですね、今年1月に●●さんから●●さんへの相続の登記手続きがされておりますが、おそらく地図を作った時点では、まだ●●さん名義だったため、代理人がその名前で地図を作ったものと思われます。土地の名義人も申請者も●●●●さんとなっています。現在のところは。

(12番委員)

了解です。

(農地担当)

他に何か、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

102番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、102番は許可されました。

【受付番号103番】

(農地担当)

続きまして103番、小寺の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員)

小寺の土地ですが、東が田んぼ、西が宅地、南が道路、北は水路があつて畔があつて田んぼというふうな事になっています。西側に家が1軒ありますけど、農地への影響は無い。問題はないと思われまます。

以上です。

(15番委員)

それでは、地元委員からの説明をいたします。当該申請地ですが、小寺と門田の境にあたります。●●●●●のすぐ近くでございまして、●●●●●●●●●より南東へ500メートル程の位置にあたります。で当該農地、調整地区でございまして、門田小寺の中の農振地区と市街化地区に挟まれた僅かな調整のエリアでございまして、この申請地から一歩でも北へずれたら農振という位置でございまして。今回この筆の中では、以前すぐ隣が転用であがつて来たんですが、その続く宅地申請ということもございまして。周辺状況は、只今現地調査の報告にございましてとおりであります。でこの地区、住所は小寺なんですけれども、土地、農地の扱いとしては門田の土木、若しくは農地関係が担当してございまして、ここまあ合併浄化槽になるんですが、そのうわ水等は決して用水に流さないようにという地区内の取り決めがあります。なので、道路の中を通して六カ郷の用水の方に合併浄化槽のうわ水は流す形の申請になってございまして。それ以外の通風であつたり土砂等も対策をされておりますので、地元としては問題無いものと捉えてございまして、よろしくご検討の程お願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

103番、を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、103番は許可されました。

【受付番号104番】

(農地担当)

続きまして104番、金井戸の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員)

この場所がですね、東と南、北が宅地で家が建ってて、西に田んぼが少し残ってます。その西、ちょっと●●●が入口の方にあったりするんですけど、直接は面してません。まあ田んぼと言ってもほとんど耕作をしてないような感じの田んぼでしたので、まあ周辺には影響ないものと思われ、別に問題無いかと思えます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員)

用水は、もう無いと思われれます。排水につきましては、申請地の雨水は沈殿枳を設置し、道路側

溝へ接続します。生活雑排水については、合併浄化槽に接続し、直接道路側溝に流入しないようにします。日照・通風につきましては、予定建築物は木造二階建て、全高7.5メートル程度のもので、隣接農地がありますが、日照・通風に極力支障が無いようにします。土砂流出等につきましては、申請地は隣接地の境界部分には土留壁を設置し、盛土部分の崩壊により隣接地へ土砂が流出しないようにします。総合判断としまして、隣接地に影響は無いものと思われま。どうぞご審議ください。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

104番、を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、104番は許可されました。

【受付番号105番】

(農地担当)

続きまして105番、岡谷の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員)

現地ですが、ここは東と北が田んぼになって西と南が道がついてます。でまあ次の案件と同じ場所で、真ん中が田んぼになって、あと左右が、北と南がまあ今回の申請地になってまして、まあ周辺の農地への影響は無いというふうに思われます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(9番委員)

申請地ですけど、●●●●●の筋から旧道で倉敷へ抜ける道があるんです。えっと、あそこは●●●●●があって●●●●●があって●●●●●という順番にあるんですけど、それを抜けるか抜けんかぐらいの位置でございます。まあ見た感じ何ら問題ないんじゃないかなあというふうに思いますが、細かいところは友野委員にお願いします。

(農地担当)

それでは、友野推進委員をお願いいたします。

(友野委員)

105番の案件についてですが、現況につきましては先程ご報告があった通りでございます。申請地は、近年作付けがされていない水田でございます。用水につきましては、申請地付近の用水は池がかりで、用水が北に向かって通っておりますので支障ございません。排水につきましては、申請地の南の県道側に側溝及び沈殿槽を設け、既設の排水路に接続。また、生活雑排水につきましては公共下水道に接続し、直接既存の排水路に流入しない計画という事ですので問題ございません。次に、日照通風につきましては建物は木造二階建て、全高が6メートル程度のもので北側の隣接農地には日照・通風に極力配慮するという事ですので問題無いと考えます。土砂の流出等につきましては、申請地と隣接地の境界部分にコンクリート擁壁を設置の予定につき、問題無いと考えます。総合判断といたしましては、営農条件への支障につきましては特に問題無いと判断いたします。以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

105番、を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、105番は許可されました。

【受付番号106番】

(農地担当)

続きまして106番、岡谷の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員)

さっき申し上げた通り、先程の案件のすぐ田を挟んですぐ南になります。で、東と南に道路がありまして、西と北が田になっています。まあ西の田というのがもう隣との間なんでほとんど耕作はされてないように思われます。まあ周辺農地への影響は問題無いと思われます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(9番委員)

この案件は先程と全く一緒です。

(農地担当)

それでは、友野推進委員お願いいたします。

(友野委員)

106番の案件につきましては、先程ご説明申し上げました105番の案件と同じでございます。

現況が先程1番委員の方からご説明があった通りでございます。申請地につきましては、先程も申し上げました通り、近年作付けがされていない水田を分筆されて宅地にというような案件でございます。用水、排水、日照・通風、土砂の流出等につきましては先程105番で申し上げました案件と同じような申請内容になっておりまして、内容につきまして確認したところ、特に問題無いと考えます。総合判断といたしましては、営農条件への支障につきましては特に問題無いものと判断いたします。ご審議の程よろしく申し上げます。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

106番、を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、106番は許可されました。

【受付番号107番】

(農地担当)

続きまして107番、宿の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員)

現地は東が道があて西が畑、南に水路があって道になっています。北が墓地になっています。まあ墓地といっても何かこう、石が三つ四つ点々と置いてあるような墓地で、まあ最近あんまり管理、管理というか、されているような感じではないような墓地になっていました。まあ周辺農地への影響は問題無いと思われれます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(9番委員)

申請地ですけど●●●ですか、●●の●●●を通過しまして600メートルか700メートル行くと、ちょうど●●●●●●●●●●●●●●に入る道が狭いんですけど、入ったらすぐの場所でございます。細かいところは黒江委員にお願いしますんで、よろしくをお願いします。

(農地担当)

それでは、黒江推進委員をお願いいたします。

(黒江委員)

現状は今説明があったように東と南が道路、北が墓地、西が田んぼになっています。用水の方は、生活用水は公共下水道の方へ放流するようになっております。排水につきましては柵に集水後側溝を経由して南側の水路へ放流するようになっております。日照・通風については、建物が木造二階建てとなっていますので、問題は無いように思います。土砂等の流出ですが、西側、北側は擁壁を設置し、東、南には側溝を設置するようになっているので問題無いと思います。以上、総合的に問題無いと思いますので、よろしくご審議の程をお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

107番、を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、107番は許可されました。

以上で議案第8号の審議は全て終了いたしました。

【議案第9号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】

(農地担当)

次に、議案第9号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第9号 総社市所有公共財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】

【受付番号8番】

(農地担当)

只今説明のありました当該案件でございますが、現地の確認を11番委員、小西委員に行っているところでございます。それでは11番委員の方から報告の方をお願いいたします。

(11番委員)

最後の所にあります地図を見ていただければと思いますが、ちょうど下原のほとんどもう南の端によった所でございます、真備町境。ちょうど今回の廃止申請が出た所がですね、真備町との境に当たりまして、境界沿いの道路という位置関係になります。現実にはですね、すぐ西側に真備町分ですけど、ここへソーラー発電のパネルがずっと並んでおるような所でございます。そのソーラーパネルが並んだ敷地との間には既にフェンスが作られておりまして、その外側の下原分という位置になります。今回申請がありました所を黒く塗ってありますけれども、ちょうどポツポツがついた所が境界線です。その東側に沿った形であるんですけども、既にここは盛り土がされとって、●●●●●●のみが田んぼでありまして、それよりも5、60センチでしようか高い位置になっておりました。それで、これを廃止してもですね、●●●●●●●●というのが道路で既に寄付をされておるとい事で、それがまあ替え道になっておるといところでありまして、その南側は既に埋立てがされておりました、今後家が建てられるんだろうなと思われるところですし、もう一つ南側●●●●●●●●という所はすでに宅地になっております。そういう所でこの部分が廃止をされてもですね、特に影響するところは無いいうところで、勿論農地にも何ら影響は無いいうふうに考えられますので、この申請を受理しても特に影響は無いいものと思われま。

以上でございます。

(農地担当)

それでは小西推進委員、お願いいたします。

(小西委員)

11番委員のご説明の通り、何ら私の方から付け加える事はございませんが、ここは所在地は総社市下原になってますが、代々まあ昔から真備町の人が耕作しておられる土地で、まあ下原は47年に全域が基盤整備されてるんですけど、ここはやはり真備町の人という事で基盤整備されていないんですね。ということで、ちょっと変形でまああの、紛らわしい所がありましたけど、11番委員のご説明の通りです。よろしく申し上げます。

(農地担当)

只今報告がありましたこの案件でございますが、他に何かご質問等ございましたらお願いいたします。

(3番委員)

ちょっとよろしいですか。

(農地担当)

はい。

(3番委員)

申請理由の所のソーラー発電システム用地というふうにあるんですけども、このシステムというのは具体的にはどういう事を意味するんですか。

(農地担当)

では事務局お願いいたします。

(主査)

はい。今回の意見作成の申請書に写真のほうが付添されているんですけど、今回用途廃止となる所の西側へ委員からの報告にありましたようにソーラーパネルがもう既に設置されております。その施設の排水用地として今回申請が出ているものとなります。

(3番委員)

システムというのはソーラーのそういった事は関係なし？

(11番委員)

もう外排水の水を・・・

(3番委員)

いや、排水だけのそういった設備？

(主査)

そうです。だから、太陽光パネルはもう既に設置されています。

(小西委員)

これは6年ほど前にソーラーハウスを立てまして、ハウスでなしにもう露天でね。立てまして、ちょっと地上げして、排水が上手くいかないんですよね。そういう事で排水路を設けると。

(3番委員)

分かりました。まあシステムいうふうにあるから、何か特別な装置が入ってくるのかなと。

(小西委員)

別にあれです。あの・・・

(3番委員)

はい、分かりました。

(農地担当)

他に何かご質問ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

なければ今回の用途廃止申請でございますが、周辺営農上問題無しと回答させていただいてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

それではそう回答させていただきます。

【議案第10号 農用地利用集積計画について】

(農地担当)

続きまして、議案第10号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第10号 農用地利用集積計画について朗読】

(農地担当)

この案件につきましては10番委員が利害関係人になりますので、退室をお願いいたします。

【14:23 10番委員退室】

(農地担当)

説明がありましたこの案件ですが、皆さん確認いただいて何かご質問等ございましたらお願いいたします。

(委員)

なし。

(農地担当)

なければ承認とさせていただいてもよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

それでは、原案通り承認とさせていただきます。

【議案第11号 農用地利用集積計画について】

(農地担当)

続きまして、本日追加された別紙になります。11号議案、これも農用地利用集積計画について、
でございます。事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第11号 農用地利用集積計画について朗読】

(農地担当)

説明がありましたこの案件でございますが、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(委員)

なし。

(農地担当)

なければこの案件も原案通り承認とさせていただいてもよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

それでは、原案通り承認とさせていただきます。

以上をもちまして、第5号議案の審議は終了いたしました。

それでは10番委員に入室いただいでください。

【14:28 10番委員入室】

【議案第12号 農業振興地域整備計画の変更等について】

(農地担当)

次に、議案第12号、これも別紙でございます。農業振興地域整備計画の変更等について、を議
題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第12号 農業振興地域整備計画の変更等について朗読】

今回整備計画の変更につきまして、1件出ております。内容につきましては5ページとそれから
別の資料ですね。令和2年度下期分農業振興地域の除外申出地という地図が添付されているもので

只今事務局から説明もありましたように、本日は農振除外の話でございますので、今後この農振除外がなされれば恐らく近いうちに転用の申請が出てくるものと思います。その時にはまた同様の、皆さんへお諮りする事となると思います。今回この農振除外について、ご意見ございましたらお願いいたします。

(委員)

なし。

(農地担当)

特に無ければこれも原案通り承認とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

では原案通り承認といたします。

【報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告事項に入ります。

報告第5号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【報告第5号 報告書について朗読】

【報告第6号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第6号、農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【報告第6号 報告書について朗読】

【報告第7号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第7号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【報告第7号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当)

26ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。

以上ですが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。

また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が5件、4条関係が1件、5条関係が8件でございました。

また、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、周辺営農上問題無しと回答することといたしました。また、農用地利用集積計画につきましては、2件原案通り承認といたしました。また、農振除外の計画変更につきましては、これも原案通り承認といたしました。

以上で、日程第3の付議事件の審議は全て終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

【日程第4 その他】

(会長)

ありがとうございました。

次に、日程第4、その他に入ります。

委員の方から何かありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

それでは、事務局から事務連絡をお願いいたします。

(主事)

【現地調査日時等について】

【総会日時等について】

(局長)

【守谷基金の表彰候補者推薦の結果について】

(会長)

それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理)

それでは、ちょっと一つだけ気になったニュースがありましたので、まあ皆さんご存知かと思いますが、2月3日の新聞報道です。土地の相続登記の義務付けという見出しで出ておりました。まあこれは今まで相続登記が義務付けられておりませんで、いつでも好きな時にしてもらえば良いわけですけれども、気になったのはこれではなくて、その中にですね、法制審議会の答申というか、改正要綱案の中にですね、所有権の放棄を盛り込むというような内容がありました。これは今まで出来るかどうかというのは色々意見の違いがありまして、現実の取り扱いとしてはまあ出来ない扱いをしておったんですけども、これが出来るような内容にしようというどうも内容のようです。細かいところは今後の国会審議になるわけですけれども、注目したいのはですね、これは農地が対象になるのかどうかというのが中身を見て非常に気になった所なんです。今の所、この答申の中身ではどうも対象には恐らくはならんだろうと思うんですが、ちょっとその点が今後の成り行きではちょっとどうなるか心配なところもあってですね、ちょっと注目しておいた方が良いのかなあという気はします。まあ今後国会の中でどのような審議になるか分かりませんが、まあこの辺注目すべき点かなあと思ってちょっと気になりましたので、ご報告を、ご報告と言いますか、情報提供という形にさせていただければと思います。まあ色々こういった、今まで現実に沿わない部分があったところも改正されていくような流れもありますので、我々としてはそういう点も注目しておかないといけない所があるのかなあという、そういう気がしております。まあお話はそれだけです。今日は大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

閉会 午後2時43分